

# ユニフォーム規定 マニュアル

Vol.02 20200630



## ユニフォームの運用について

# JBAユニフォーム規則(2019年11月14日制定版)に準ずる

### 新ユニフォーム規則 第 20 条〔移行期間〕

本規則の**施行後3年間(2020年4月1日から2023年3月31日まで)**は、第10条第1項のなお書き(※1)および第11条第2項の規定については、なお従前の例(※2)による。

※1：第10条(選手番号)1項「なお、パンツに番号を付けることはできない」の部分

※2：従前の例=旧ユニフォーム規則

○チームの中でパンツに番号ありと無しでの参加を認める

※番号は背番号と同じであること

○新規で作成する場合は新ユニフォーム規則に準ずること。

○ブロック大会以上ではリバーシブルのユニフォームは公式のユニフォームと認められていません。

○チーム名に企業のロゴを使用する場合はスポンサー広告ではなく、チーム名とみなします。

○旧ユニフォームを使用時に新規選手の分のユニフォームを作成する時は旧ユニフォームのデザインで作成すること。

※ユニフォームは、同一チームに所属する全てのチームメンバーが同じデザイン(形状、色および模様)のものを着用しなければならないと規定されております(第5条2項)

## JBAユニフォーム規則違反は試合に出場できません。

ただし、パンフレット等の登録時と試合当日の番号が違う場合はユニフォーム規定違反ではないので初戦は試合に出場することができます。

2試合目より登録した番号に戻して出場する事ができます。※応急処置など

## ユニフォーム広告の運用について

**ブロック大会以上ではユニフォーム管理を行う  
 広告の管理のみでチーム名やチームロゴに関してはJBAユニフォーム規定に準ずる**

チームの責任者はユニフォームにスポンサー等を広告を表示する場合  
 指定の「広告提出申請書」を大会主催者に申込みと同時に提出すること。



**JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION**  
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F  
 TEL 03-4415-2061 FAX 03-4415-2062 一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

### JSB ユニフォーム広告申請書

記入日： 年 月 日

所属郵便番号	チーム名	男子：女子	チームID
申請者（氏名）	電話番号	E-Mail	

**注意事項**

- ① 背番号・マーク・ロゴ・広告のすべてが入ったユニフォームのデータを送付すること。（写真でも可です）
- ② ユニフォームのデータは可能な限り高画質な状態のデータを送付すること。
- ③ ユニフォームのデータは可能な限り真正面からのアングルを使用すること。
- ④ 濃色と淡色のユニフォームの前面と背面のデータを送付すること。

以下のユニフォームの広告掲示について申請します。

掲示する場所	広告主名 例：〇〇株式会社	広告主の業種 例：アパレル・製造業	サイズ (最大幅・最大高さ)	広告契約期間
前面①				年 月 日 から 年 月 日
前面②				年 月 日 から 年 月 日
背面①				年 月 日 から 年 月 日
背面②(右胸)				年 月 日 から 年 月 日

※掲示する広告の詳細（デザイン画または写真）を、本用紙と合わせて添付し提出をすること。

ユニフォーム広告の表示について

ブロック大会以上ではユニフォーム管理を行う

